

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設長会議次第

日時 令和2年8月14日（金）

会場 県庁11階 講堂

議 事

- 1 挨拶
- 2 長寿いきがい課より説明
- 3 保健所長より説明

【資料】

- 1 令和2年8月14日付け県長寿いきがい課長事務連絡
「介護サービス事業所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の更なる徹底について（依頼）」
- 2 感染対策やシミュレーションの具体的なポイント（自主点検用）

県内高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の発生状況

(令和2年8月14日現在)

| | 最初の確認日 | 利用者/入所者 | 家族(利用者) | 職員 | 家族(職員) |
|---------|--------|---------|---------|----|--------|
| 1件目(入所) | 7月6日 | | | 1名 | |
| 2件目(入所) | 8月4日 | 3名 | | | |
| 3件目(通所) | 8月4日 | 8名 | 2名 | 2名 | |
| 4件目(通所) | 8月11日 | 1名 | | | |
| 5件目(入所) | 8月12日 | 8名 | | 1名 | 1名 |
| 医療機関 | 8月12日 | 3名 | | 1名 | |

1名 入所施設から通所サービスを利用
入所者1名が発症前に入院

見受けられる事例

発熱症状がある職員が、その後、熱が下がったため出勤。

結果的に、施設内へのウイルス持ち込み、
 利用者の家族への感染拡大、
 通所、入院等による他事業所への感染拡大
 につながっております。

- 発熱等がある場合は出勤しないこと
PCR検査について医師に相談すること
- 利用者・入所者及び職員並びに家族の健康状態の把握
- マスク着用、消毒、換気等の感染予防対策
などの徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和2年8月14日

各介護サービス等事業者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長

介護サービス事業所等における新型コロナウイルスの
感染拡大防止対策の更なる徹底について（依頼）

日頃は、新型コロナウイルス感染症への対応について、多大な御尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、本県においても新型コロナウイルスの感染者が増加する中、県内の通所介護事業所において、新型コロナウイルスの集団（クラスター）感染が発生し、複数の介護サービス事業所・施設においても感染が確認されました。

これまで確認された感染者の中には、一度発熱したが解熱したため出勤し、結果的に施設内で感染を拡げた事例がありました。

介護サービス事業者等においては、これまでも新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組を進めているところですが、更なる取組として、利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握をし、発熱等があれば通所系サービスについては利用を断り、職員に対しては、前日や出勤前の検温で発熱等が認められる場合には出勤を行わないことの徹底を行ってください。

また、十分な感染防止対策を行った上で、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供するため、利用者とその家族及び職員の方々に日頃から健康管理や感染予防に注意していただくとともに、別添の「感染予防対応チェックリスト」を活用し、感染拡大防止対策の強化を図ってくださいますようお願いいたします。

担 当 在宅サービス指導担当
施設サービス指導担当
電 話 088-621-2192, 2182
ファクシミリ 088-621-2840

新型コロナウイルス感染予防対応チェックリスト(訪問系サービス用)

| 項目 | ☑ | 確認事項 | 備考 |
|------------------|--------------------------|--|----|
| 事業所における取組 | | | |
| マニュアルの周知 | <input type="checkbox"/> | 国が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等の内容を確認し、職員全員に周知している。 | |
| 職員間の情報共有 | <input type="checkbox"/> | 職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。 | |
| 調査対応 | <input type="checkbox"/> | 利用者のケア記録(体温、症状等わかるもの)、直近2週間の勤務表を準備する。 | |
| 手すり、床等の消毒 | <input type="checkbox"/> | 手すり、床等の消毒を徹底している。 | |
| 換気の実施 | <input type="checkbox"/> | 定期的に窓を開け、換気を実施している。 | |
| 委託業者等への対応 | <input type="checkbox"/> | 物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行っている。 | |
| 職員の取組 | | | |
| 職員の健康状態の把握 | <input type="checkbox"/> | 各自、出勤前に体温を計測し、発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状が認められる場合には出勤しない。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤を行わない。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 発熱等の症状が認められる場合、管理者に報告させ、確実に把握している。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意している。 | |
| マスクの着用・咳エチケット | <input type="checkbox"/> | サービス提供時や事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。 | |
| アルコール消毒、手洗い | <input type="checkbox"/> | 手洗い、アルコール消毒を徹底している。 | |
| 職場外での取組 | <input type="checkbox"/> | 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底している。 | |
| 利用者への対応 | | | |
| 利用者の体調把握 | <input type="checkbox"/> | サービス提供前に利用者の体調を確認し、発熱等の症状が認められた場合には、適切な相談及び受診を促す。 | |
| 感染が疑われる利用者への訪問 | <input type="checkbox"/> | 居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底し、サービスの提供を行う。 | |
| | <input type="checkbox"/> | サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染に際し重篤化するリスクが高いため配慮を行う。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 提供にあたっては、サービス提供前後の手洗い、マスクや手袋・エプロン、等の着用、サービス中を含めた換気や、利用者にはマスク着用を促すなど、感染機会を減らす工夫を行うこと。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 感染が疑われる者への介護にあたっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。 | |

新型コロナウイルス感染予防対応チェックリスト(通所系サービス用)

| 項目 | ☑ | 確認事項 | 備考 |
|-------------------|--------------------------|--|----|
| 事業所における取組 | | | |
| マニュアルの周知 | <input type="checkbox"/> | 国が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等の内容を確認し、職員全員に周知している。 | |
| 職員間の情報共有 | <input type="checkbox"/> | 職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。 | |
| 調査対応 | <input type="checkbox"/> | 症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等わかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備する。 | |
| 手すり、床等の消毒 | <input type="checkbox"/> | 手すり、床等の消毒を徹底している。 | |
| 換気の実施 | <input type="checkbox"/> | デイルーム、静養室、事務室などについて、定期的に窓を開け、換気を実施している。 | |
| 委託業者等への対応 | <input type="checkbox"/> | 物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行っている。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 事業所内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は入館を断っている。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 事業所内に立ち入る場合は、出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先を記載しておく。 | |
| 職員の取組 | | | |
| 職員の健康状態の把握 | <input type="checkbox"/> | 各自、出勤前に体温を計測し、発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状が認められる場合には出勤しない。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 発熱等の症状が認められる場合、管理者に報告させ、確実に把握している。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意している。 | |
| マスクの着用・咳エチケット | <input type="checkbox"/> | 事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。 | |
| アルコール消毒、手洗い | <input type="checkbox"/> | 手洗い、アルコール消毒を徹底している。 | |
| 職場外での取組 | <input type="checkbox"/> | 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底している。 | |
| ケア等の実施時の取組 | | | |
| 送迎時の対応 | <input type="checkbox"/> | 送迎車に乗車する前に体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、利用を断る。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 送迎時の換気や、送迎後の利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)の消毒を行っている。 | |
| 発熱等の対応 | <input type="checkbox"/> | 発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に対して、訪問介護等の提供等の必要性について検討するための情報提供を行う。 | |
| ケア実施時の取組 | <input type="checkbox"/> | 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 声を出す機会が多いときは、マスクを着用する事を考慮する。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 手洗いや、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。 | |

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合について

～ 社会福祉施設等用・チェックリスト ～

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡に基づき作成

社会福祉施設等において提供している各種サービスは、利用者のみなさまの生活環境を継続する上で欠かせないものであり、必要な各種サービスが「継続的」に提供されることが、なによりも重要です。

「新型コロナウイルス感染が疑われる者」が発生した場合の対応について、令和2年3月6日付け事務連絡により、国から示されたところです。

徳島県においては、この通知等に基づき、発生の事前予防と発生時における対応について、「チェックリスト」を作成しましたので、各施設等の状況に応じて、自己点検を行うとともに、職員間の情報共有などにご活用ください。

1 健康状態の把握（利用者、施設職員等）

事前
予防

●利用者関係

- 利用者の毎日の健康観察を実施しているか。
- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている利用者はいないか。
- 上記の状態が2日以上続いている高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の「基礎疾患」がある利用者はいないか。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)の症状を訴える利用者はいないか。
- 利用者に「咳症状」がある場合は、マスクの着用を促しているか。

●施設職員等関係

- 職員やその家族の健康状態を確認しているか。
- 職員に風邪症状が見られた場合、自己申告を必ず行うよう指示しているか。
- 職員の体温を毎日、計測し記録しているか。
- 納品等の出入り業者の体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断っているか。また、マスクの着用等を指示しているか。

2 対応ルールの事前確認

職員が感染した場合、施設の継続的な運営が危ぶまれます。
職員の感染を避けるよう事前予防を徹底してください。

- 施設内で発生した場合の報告手順は定めているか。
- 「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を確認しているか。
- 施設内の感染症対策責任者を定めており、全職員が共有しているか。
- 職員に対して、人込みやライブハウス等の密閉空間を避けるよう指示しているか。
- 職員が感染した場合、保健所が行動状況や濃厚接触者等の聞き取りを行うことを事前に職員に説明しているか。

3 発生時における情報共有・報告等の実施

- 「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けたか。
- 施設長、理事長等への報告を行い、施設内で情報共有を図ったか。

疑い患者発生時における「対応記録」を作成し、
以下の項目ごとに記録してください。

- ・患者発生日時
- ・受診医療機関名
- ・医療機関への移動手段、開始時間
- ・患者の居室名、同室者の有無
- ・嘔吐や失禁の有無、場所、処理方法等
- ・接触した職員・利用者等の氏名
- ・患者の症状、これまでの健康記録
- ・患者及び同室者等のマスクの使用状況
- ・訪問者の有無及びその関係

※以上の項目等について、感染症法に基づき保健所が確認する場合があります。

- 家族への連絡
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」や保健所の調査等についての協力を依頼したか。
- 嘱託医、協力医療機関への連絡
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」についての協力を依頼したか。
- 県や市町村の社会福祉施設所管課への連絡
県や市町村の施設所管課に連絡し、発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の指示を受けたか。

【徳島県各施設所管課連絡先】

| 施設等種別 | | 担当課 | 電話番号 |
|---------------------|--------|------------------------|--------------|
| 高齢者関係 | 入所系 | 長寿いきがい課 施設サービス指導担当 | 088-621-2182 |
| | 通所・訪問系 | 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当 | 088-621-2192 |
| 障がい児・者関係 (身体・知的) | 入所・通所系 | 障がい福祉課 施設サービス指導担当 | 088-621-2235 |
| | 訪問系 | 障がい福祉課 在宅サービス指導担当 | 088-621-2242 |
| 障がい者関係 (精神) | | 健康づくり課 こころの健康担当 | 088-621-2221 |
| 救護施設 | | 国保・自立支援課 保護・自立支援担当 | 088-621-2166 |
| 児童養護施設 | | 次世代育成・青少年課 こども未来応援室 | 088-621-2180 |

※市町村の認可・指定を受けている施設等は、市町村の担当課に連絡してください。

4 消毒・清掃等の実施

消毒剤の噴霧は、ウイルスの舞い上がりの可能性があるので
避けてください！

- 当該利用者の居室等の消毒・清掃を開始する前に「換気」を実施しているか。
- 消毒・清掃作業を実施する前に、マスク、使い捨て手袋・エプロンを着用しているか。
- ドアノブ、扉、手すり、テーブル、便座など、利用者が触れた可能性がある箇所すべてを「消毒用エタノール」で清拭しているか。
あるいは「次亜塩素酸ナトリウム液」で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。

利用者が頻繁に触れる箇所を想定し消毒・清掃を！！

5 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と「同室」又は「長時間の接触」があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護もしくは介護をしていた者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の「気道分泌液」若しくは「体液」、「排泄物」等の「汚染物質」に直接接触した可能性が高い者を確認しているか。

6 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

※「通所」施設等の場合、当該利用者は自宅待機を行ってください。

- 当該利用者については、原則として「個室」に移動させているか。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。
- 当該利用者へのケアについては、「部屋の換気」を1、2時間ごとに5～10分間行っているか。また、共有スペース等の部屋についても定期的に換気しているか。
- 職員は「使い捨て手袋・エプロン」と「マスク」を着用してケアをしているか。
- 当該利用者が使用したマスクや吐物・体液等を処理したティッシュ、介護や看護の際に使用したマスクや手袋等の「廃棄物」は、「感染性廃棄物」として、廃棄物処理法に基づき許可業者に処理を委託しているか。
- ケアの「開始時」と「終了時」に、「液体石けんと流水」による手洗い又は「消毒用エタノール」による手指消毒を実施しているか。
- 手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように職員に指示をしているか。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。
その他の利用者にも使用する場合は、「消毒用エタノール」で清拭しているか。
- 当該利用者以外の利用者についても、「手洗い等」の感染防止のための取組みを促しているか。
- 施設長等の指示により、「来訪者」に対して利用者との接触の制限等を実施しているか。

新型コロナウイルスに関する情報

新型コロナウイルスに関する情報を日々更新しております。
徳島県のホームページ(右のQRコード)でその情報をご覧ください。



高齢者施設における施設内感染対策のための
自主点検チェックリスト

所在地の都道府県名 徳島県

施設類型 _____

施設名 _____

電話番号 _____

50事業所中の
チェックなし事業所数

(※自主点検であり、自ら実施していると考えられる場合は✓)

| 項目 | チェック欄 ✓ |
|--|------------|
| 1) 感染症対応力向上 | |
| ① 手指消毒の励行、定期的な換気を行っている | 0 |
| ② 職員の日々の健康管理を行っている | 0 |
| ③ 入所者の日々の健康管理を行っている | 0 |
| ④ 防護具の着脱方法の確認を行った | 7 |
| ⑤ 清掃など環境整備を行っている | 0 |
| ⑥ 主な職員が動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等を視聴した | 17 |
| ⑦ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について職員に周知を行った | 14 |
| 2) 物資の確保 | |
| ⑧ 在庫量と使用量・必要量を確認した | 0 |
| ⑨ 一定量の備蓄を行っている | 4 |
| 3) 関係者の連絡先の確認 | |
| ⑩ 感染対策に係る関係者の連絡先を確認している | 2 |
| 4) 感染者発生時のシミュレーション | |
| ⑪ 個室管理、生活空間の区分けの検討を行った | 8 |
| ⑫ 勤務体制の変更、人員確保の検討を行った | 11 |
| ⑬ 検体採取場所の検討を行った | 22 |
| 5) 情報共有 | |
| ⑭ 感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している | 18 |
| ⑮ 感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している | 9 |

感染対策やシミュレーションの具体的なポイント（自主点検用）
（※ポイントの番号は、別紙様式のチェックリストの番号に対応しています。）

1) 感染症対応力向上

①手指消毒の励行、定期的な換気

- ・ 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防策として、手指消毒、定期的な換気が重要。
- ・ 換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効。熱中症予防のためにはエアコンや扇風機等の活用が有効であるが、冷房時でもこまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換える必要がある。

②職員の日々の健康管理

- ・ 出勤前の体温計測。
- ・ 発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことの徹底。
- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、帰国者・接触者相談センター、主治医、地域の相談窓口等に相談。
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。

③入所者の日々の健康管理

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。

④防護具の着脱方法の確認

- ・ マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等の着脱方法について、⑥の動画等により確認する。
- ・ 確認のためには実際に着脱を行うことが望ましい。

⑤清掃など自施設の環境整備

- ・ サービス提供に当たって清掃を徹底する。
- ・ 消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒薬の適切な使用方法を確認しておく。

⑥動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等の視聴

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得

できるよう、感染対策のポイントについての動画が掲載されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

- ・ これら「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」の視聴や、その他の動画視聴により、感染症対応力向上を図る。

⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

- ・ 本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記 URL 資料も参考にしつつ、本アプリの活用について職員に周知を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>

2) 物資の確保

⑧在庫量と使用量・必要量の確認

- ・ 各物資の在庫量を確認する。
- ・ 普段の物資の必要量を確認する。
- ・ 濃厚接触者への対応等を踏まえた必要量の想定を行い、感染者発生時に物資が不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるよう備えておくことも有用。

⑨一定量の備蓄

- ・ 都道府県等に要望を行っても実際に届くまでには時間がかかることも考えられ、普段から数日分は備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 濃厚接触者への対応等により、使用量の増加が見込まれるため、備蓄状況を誰が把握し、どこに要望するかを確認しておく。

3) 関係者の連絡先の確認

⑩感染対策に係る関係者の連絡先の確認

- ・ 平時より、管轄の保健所その他、関係者の連絡先を確認し、わかりやすくまとめておく。

(例)

検査関係：帰国者・接触者相談センター、協力医療機関、地域の相談窓口 等

物資関係：都道府県の物資担当部局 等

応援職員関係：法人内関係事業所、都道府県の介護保険施設等関係団体、都道府県の応援職員派遣担当部局 等

兼務関係：兼務先事業所 等

4) 感染者発生時のシミュレーション

⑪個室管理、生活空間の区分け

- ・ 以下の留意点、参考動画等を参照しつつ、施設の構造、入所者の特性を考慮して、どこまで対応可能か検討する。

※対応できる範囲は施設の構造等によって様々であり、基本的な考え方（区域を分けることが感染拡大防止のために重要であること、それぞれの区域がわかるようにすることが重要であること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）に入る際は必要な防護具を装着した上で活動すること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）を出る前に決められた場所で防護具を脱ぐこと、等）を各職員が意識することが重要。

※感染者発生時には保健所等の指示を踏まえ対応する。

＜留意点等＞

- ◇ 濃厚接触者については、原則として個室に移動する。
- ◇ 濃厚接触者が有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- ◇ 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ◇ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分ける。
- ◇ 濃厚接触者等やその居室が判別できるように工夫する。
- ◇ 居室からの出入りの際に、濃厚接触者等及びその他の入所者が接することがないようにする。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等に特段の注意を払う。
- ◇ 参考動画（区分けに関しては動画の5:13から）

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

⑫勤務体制の変更、人員確保

- ・ 高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員の不足が生じたケースがある。
- ・ このような場合、勤務体制の変更、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員派遣、関係団体や近隣施設からの応援等により対応が行われた。
- ・ 施設内の職員数に余裕がある場合は、業務シフトの変更が考えられる。
- ・ 難しい場合は、同一法人内からの応援での対応が考えられる。
- ・ さらに人材が不足する場合は、関係団体や都道府県に応援職員派遣の要請を行うことが考えられる。

- ・ 仮に何名かが感染者（又は濃厚接触者）となった場合、どのような対応が考えられるか、事前に検討を行う。

⑬検体採取場所の検討

- ・ 感染者が発生した施設において、入所者の状態等により受診が困難な場合等においては、保健所等が施設に赴いて検体採取を行う場合も考えられる。
- ・ そのような場合に備え、検体採取が行われる場所について、以下の観点も踏まえ事前に検討しておく。
 - ◇ 当該場所までの入所者の移動について、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り導線が分けられていること。
 - ◇ 検体を採取する場所は十分な換気及び適切な消毒を行うこと。

5) 情報共有

⑭⑮感染者発生時の対応方針の共有

- ・ 感染者が発生した場合、人員や物資をどのように確保するか、濃厚接触者やその他の入所者へどのようにケアを行うかなど、事前に入所者、家族、協力医療機関等と共有しておく。